

(仮称) 東京都北区公民連携推進条例の基本的な考え方(案)及び
北区公民連携ガイドライン(案) についてに関するパブリックコメント実施結果

1 パブリックコメントの概要

(1) 意見募集期間

令和7年12月10日(水)～令和8年1月15日(木)

(2) 周知方法

北区ニュース(12月10日号)、北区ホームページ、北区公式SNS、北区公式YouTubeチャンネル

(3) 閲覧場所

北区公式ホームページ、しごと連携担当課窓口、区政資料室、地域振興室、図書館、北とぴあ1階フロント、赤羽イノベーションサイト2階カウンター

(4) 意見提出者: 10名 (内訳: 北区ホームページ: 7名、FAX: 3名)

(5) 意見総数: 27件 ※類似する意見は取りまとめて公表しています。

2 (仮称) 東京都北区公民連携推進条例の基本的な考え方(案) について提出された意見の概要とそれに対する区の考え方

【前文について】

No	意見(要旨)	件数	区の考え方
1	「合本主義」の定義が分かりやすく伝わるよう、本文中の表現を整理し、「合本主義(公益を追求するという使命や目的を達成するのに最も適した人材と資本を集め、事業を推進させるという考え方を踏まえ、変化を恐れず」という形で明確に記載すべきである。	1	条例の案文には、明記することとしています。

2	<p>前文の「合本主義を踏まえる」という表現が唐突に感じ、基礎自治体である北区において、この概念を前文に入れることに疑問がある。また、民間企業と連携することで役割を企業任せにしたり責任の所在が曖昧になったりしないか不安である、責任の所在が曖昧にならないよう、責任主体を明確にした前文にすべきである。</p>	1	<p>前文は、条例が目指す理想や基本的な考え方を明らかにし、条例を定めていることをお伝えするものです。各々の事項については各条文で規定します。</p>
---	---	---	---

【定義について】

3	<p>「公民連携事業」の定義が曖昧であり、これが定義として適切か疑問である。企業間の契約書であればともかく、地方自治体の条例にはこのような表現は理解しがたい。より具体的に定義しないのか。</p>	1	<p>条例は基本的な考え方を示すものであり、条例上の「定義」とは、条文内で特定の言葉の意味を明確にするために用いる場合があります。そのため、条例では基本的な考え方を示すにとどめ、具体的な事業内容や手続については、ガイドライン等において明確化を図っていく考えです。</p>
---	---	---	---

【公民連携の原則について】

4	<p>「相互の利益を見出す」という表現について、民間企業は利益追求が主な目的であり、慈善事業が継続的に担保されるか懸念がある。また、利益が得られない事業は継続されないのではないかと不安がある。公民連携を条例で推進する必要性について再考を求める。</p>	1	<p>本条例において「相互の利益を見出す」としている趣旨は、民間事業者の利益を優先することを意図したのではなく、区と民間事業者等がそれぞれの強みや資源を活かし、区民サービスの向上や地域課題の解決といった公共的価値を高め合う関係を構築することを意味しています。</p> <p>公民連携を条例として位置づけることで、行政としての責任や役割を明らかにし、具体的な事業の実施にあたっては、ガイドライン等に基づき、事業スキームや実現性、継続性を十分に検討したうえで進めてまいります。</p>
---	--	---	--

【プラットフォームについて】

5	『区長は、区と民間事業者等との対話の場「及び区民からの意見や地域課題を聞く場」として、公民連携プラットフォームを設置する。』という表現を追加していただきたい。	1	民間事業者等とは、企業だけでなく、各種法人、大学、区民活動団体等と幅広く定義しております。その旨条例の案文には明記することとしております。
---	---	---	---

【提案事業等について】

6	「自主的な提案を受けるものする。」という表現を「自主的な提案も受けるものする。」にした方が良い。	1	ご指摘のとおり、民間事業者等からの自主的な提案も受けることを想定しております。その趣旨が明確に伝わるよう、ご意見を踏まえた表現にいたします。
---	--	---	--

【その他ご意見】

7	条例の採択を今年度中に行うのは拙速であり、十分な議論が必要ではないか。自治体の役割は区民の暮らしを最優先に支援することであるが、提案内容は区民と民間の関係が不明確で、民間企業の提案が区長に直接伝えられる仕組みになっている。この仕組みにより、区民の意見を聞かずに決定がなされ、区民サービスの後退や区財産の切り売りが懸念されるため条例採択に反対である。	2	本条例は、学識経験者や民間団体構成員、公募による区民で構成する検討会で区民生活の向上を最優先とする観点から議論を重ねてまいりました。 また、本条例は民間事業者等の提案を無条件に受け入れるものではなく、区が主体となって公共性を確保し、議会の議決等の適正な手続きを経て、責任を持って事業を推進するための枠組みとして運用するものです。
---	--	---	---

8	<p>北区が進めてきた市街地再開発や指定管理者制度、Park-PFI などの民間事業者との連携事業や、非営利の NPO 法人などを対象にした政策提案協働事業を推進してきていると認識している。</p> <p>今回の条例(案)は営利目的の民間企業を呼び込み、「稼ぐ北区」に本格的に舵を切るものとして新たな条例の策定には反対である。</p> <p>特に、公共サービスの民営化が進み、公共施設の質低下や利用料の値上げ、公共施設の毀損、区の行政責任の低下や特定民間事業者との癒着が生まれる懸念がある。また、民間事業者等にとっても、初期投資や資金調達のリスクやコスト管理が課題としてある。</p>	1	<p>本条例は、民営化や収益化を目的とするものではなく、区民生活を最優先に、行政が主体となって公共性と透明性を確保し、適正な手続きのもとで地域課題を解決するための枠組みです。ご懸念の点については十分に留意し、行政の責任において適切に判断・運用してまいります。</p>
9	<p>条例化を通して何が変わるのか理解できず、条例化自体に疑問を抱いている。民間企業との癒着や公正なチェック機能が働かない仕組みになることを懸念しており、区民にとって利益があるのか疑問である。公民連携が進むことで様々な問題が発生するのではないかと心配している。</p>	2	<p>本条例案は、公民連携を進めるための基本的な考え方や原則を定め、区民生活の向上を目的としています。条例化により、従来の取組みをより透明性高く進めることができます。また、民間事業者等との関係においては、区として区民の利益を最優先に考え、責任をもって運用していきます。</p>
10	<p>本条例と公民連携ガイドラインに賛同し、これにより行政と地域事業者・団体との連携がスムーズになることを歓迎している。特に、区と民間事業者等が対等に対話しながら事業を進める姿勢や、公民連携プラットフォームを通じて区の課題や施策を共有する点は公民連携を進めるうえで重要な要素である。また、小規模事業者や個人、法人など広範な主体が関与できる仕組みとして、より多様な提案が生まれることを期待している。</p>	1	<p>本条例案及びガイドライン案にご賛同いただきありがとうございます。今後も、開かれた参加の場を提供し、民間事業者等の皆さまとに地域課題解決に取り組んでいきます。</p>

以下につきましては、ご意見の主旨から、(仮称)東京都北区公民連携推進条例の基本的な考え方(案)に関連したものではないため、参考意見として承り、担当部署へ情報共有させていただきます。

No	意見(要旨)	件数
1	赤羽会館や文化センターの運営に関して、利用者に不利益が生じないようにし、商店の継続を支援するために積極的な資金融資を求めています。	1
2	公共事業が利益追求の対象となり、公の責任や専門性が低下しているのではないかと、区民の生活に耳を傾け、行政が専門性を持って住民のために取り組むべきである。	1
3	苦情をきちんと聞けないようでは、独裁政治、仲間うちの政治になって反対する意見の抹殺に繋がり民主主義ではないと思う。世代間、将来のこと、自然環境、歴史資産など現代の人だけではなく、将来にわたって残すべきものも大切に出来る政策であってほしい。	1
4	デジタル化による「書かない窓口」の推進が高齢化率の高い北区には馴染まないとし、紙媒体との併用期間を長くとるべきだ。	1

3. 北区公民連携ガイドライン（案）について提出された意見の概要とそれに対する区の考え方

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
1	ガイドラインの「はじめに」を読み、渋沢栄一の記載をなぜ今記載すべき内容か疑問に思った。当時と今では社会情勢や経済情勢、考え方が違う。また、個人主義や新自由主義の社会になってきている。公民連携は行政と民間の Win-Win にとどまらず、区民を含めた Win-Win-Win でなければ意味がないが、現実には生活に困窮する人も多く、公民連携が暮らしの向上につながるのか疑問である。	1	本条例案では渋沢栄一の理念を掲げ、収益追求ではなく公共性と社会貢献を最優先とする姿勢を示しております。また、公民連携は、区民の皆さんの生活の質の向上を目指すために取り組むものです。
2	P.2 公民連携の目的について 「区民サービスの多様化と質の向上」という表現を「区民生活の質の向上」に変更し、解説も具体的に「民間事業者等のアイデアやノウハウを活用し、より効率的・効果的な事業を実施することで、区民生活の質の向上を図ります」に修正すべきではないか。 福祉や教育、産業に限らず、環境、防災、安全など「サービス」の枠に収まらない地域課題も重要であり、実際に意見募集でもそのようなニーズが多く見られます。 条例前文や民間提案制度の目的との整合性を踏まえ、表現の見直しを求めます。	1	本ガイドラインにおける「区民サービスの多様化と質の向上」とは、福祉や教育に限らず、環境、防災、安全を含め、区民生活の質の向上につながる幅広い取組みを想定したものです。
3	P.3（3）公民連携における原則 「⑤役割分担及び責任の明確化の原則」について 『「公共」に加わり』という表現が分かりづらい。	1	ご指摘のとおり、趣旨が明確に伝わるよう、ご意見を踏まえた表現になるよう検討いたします。

4	P.3（3）公民連携における原則 「⑤役割分担及び責任の明確化の原則」について 事業の安定性を確保するために、リスクを想定したうえで、その範囲と責任について合意する。と捉えられてしまう可能性があるため「事業の安定性を確保する」という表現は不要ではないか。	1	「事業の安定性を確保する」との表現は、区と民間事業者等が対等な立場で役割分担や責任を明確にすることにより、双方にとって無理のない形で事業を進めることを意図しております。
5	P.5（2）主な機能 区と民間事業者等とのつながりだけでなく、事業の影響を受ける区民への情報提供や意見聴取の場としても機能させるべきである。公民連携デジタルプラットフォーム（my groove）では、地域の課題を聞く場や連携プロジェクト事例を共有する場が想定されており、区民とのコミュニケーションの場が必要はないか。	1	条例の案文にも明記しますが、民間事業者等とは、企業だけでなく、各種法人、大学、区民活動団体等と幅広く定義しております。
6	P.8（2）民間提案制度の流れ 「②主な審査項目」について フリー型提案において、事業者等の提案が他の事業者等でも可能か、または他の方法で解決できるかどうかを検討する必要がある。その結果、提案した事業者だけでなく、公募を行う可能性があることを明記する必要があるのではないか。	1	ご意見を踏まえ、文言等修正します。
7	P.8～9（2）民間提案制度の流れについて 審査委員会における審査の過程の中に、民間事業者等による公開プレゼンテーションの場を設けて頂きたい（新庁舎設計プロポーザルや、政策提案協働事業で実施された公開プレゼンと同様のもの）。	1	他自治体の動向等踏まえながら、その効果等を研究してまいります。

8	<p>P.8~9（２）民間提案制度の流れについて PFI や指定管理者制度について、「それぞれの規定に応じて別途適切な手続きを進める」とあるが、これらの既存の公民連携手法にこそ本条例やガイドラインを適用すべきである。特に PFI 方式による公共施設の建設では、コスト増や周辺地域への影響が懸念され、これまでの導入決定過程が不透明だったため、本条例を機に導入過程の透明性を確保すべきである。</p>	1	<p>PFI や指定管理者制度は、区がこれまでも活用してきた代表的な公民連携の手法です。本条例及びガイドラインは、公民連携に関する区の基本的な考え方や原則を整理するものであり、PFI や指定管理者制度についても、その趣旨を踏まえながら適切に運用していく考えです。</p>
9	<p>P.11 民間提案制度の（５）提案要件について 「法人格を有している企業等」との記述が大企業限定に見えるため、個人経営者も提案できる仕組みを作るべきである。</p>	1	<p>「法人格を有している又はこれに準ずると区が認める企業等」には、個人事業主や小規模事業者を含み、皆さまからの相談や意見も幅広く受け付けていく考えです。</p>
10	<p>P.11 民間提案制度の（５）提案要件について 「法人格を有している企業等」との記述があるが、「条例の基本的な考え方（案）」では特定非営利活動法人や区民活動団体も「民間事業者等」に含まれている。この団体が公民連携事業に提案できるのか。もし含まれるなら「政策提案協働事業」との違いをガイドラインで明確にすべきである。</p>	1	<p>民間提案制度においては、特定非営利活動法人や区民活動団体からの提案を妨げるものではありません。 他制度との関係については、必要に応じて説明してまいります。</p>
11	<p>基本的な考え方（案）・ガイドライン（案）では、「基本的に金銭支出が伴わない」とされているが、例外として金銭が必要な場合があるのか、その点が不明確である。 また、なぜ企業が公的な場である公共施設、税金を使う提案をして、プラットフォームで提案を決定されなければならないのか。区民が蚊帳の外になり、税金や公共施設が企業の利益のために使われることを問題視している。区民参加が十分でない現状を改善し、企業提案の前に個人の意見をより広く取り入れるべきである。また、異論</p>	1	<p>『金銭支出を伴わない』とするのは、提案段階で直ちに支出を前提としない趣旨であり、実際の事業化にあたり支出を伴う場合には、予算措置や議会の議決など適正な手続きを経て判断いたします。公民連携プラットフォームは、あくまで対話を通じて解決策を検討する場であり、そこで事業が一方的に決定されることはありません。</p>

	が多い事業については意見を再聴取し、税金の使い方に瑕疵がないようにすべき。		
--	---------------------------------------	--	--